

国土交通省支出総点検本部設置要領

平成21年1月30日
国土交通省

1. 設置及び目的

国土交通省における支出の点検と適正化の取組の推進を図るため、国土交通省支出総点検本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 事務

本部は、行政支出の無駄の削減に向けて取り組むべき目標の設定、取組状況の把握・公表その他国土交通省における支出の点検と適正化の推進を図るために必要な事務を行う。

3. 組織

- (1) 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次の別紙に掲げる者をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- (4) 本部長は、必要があると認めるときは、別紙に掲げる者以外の者を本部員として参加させることができる。

4. 幹事会

- (1) 本部を補佐するため、本部に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、本部員の属する部局の職員のうちから本部長が指名した者で構成し、大臣官房会計課長が主宰する。
- (3) 本部長は、必要があると認めるときは、(2)で指名した者以外の者を幹事会に参加させることができる。

5. 庶務

本部及び幹事会の庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房会計課において処理する。

6. その他

この要領に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(別紙)

国土交通省支出総点検本部

本部長	官房長
副本部長	大臣官房総括審議官
本部員	大臣官房人事課長
	大臣官房総務課長
	大臣官房広報課長
	大臣官房会計課長
	大臣官房地方課長
	大臣官房福利厚生課長
	大臣官房技術調査課長
	大臣官房参事官（人事担当）
	大臣官房参事官（会計担当）
	大臣官房上席監察官
	大臣官房官庁営繕部管理課長
	総合政策局総務課長
	総合政策局政策課長
	国土計画局総務課長
	土地・水資源局総務課長
	都市・地域整備局総務課長
	河川局総務課長
	道路局総務課長
	住宅局総務課長
	鉄道局総務課長
	自動車交通局総務課長
	海事局総務課長
	港湾局総務課長
	航空局監理部総務課長
	北海道局予算課長
	政策評価官
	観光庁総務課長
	気象庁総務部経理管理官
	運輸安全委員会事務局総務課長
	海上保安庁総務部政務課長
	その他本部長が指名する者

※「その他本部長が指名する者」として、地方支分部局等の総務部長等を指名する予定。